

< 7 > 学会事務局から (お詫びと訂正)

1. 通信no.187の新入会員の欄で名前記載に誤りがありました。お詫びして訂正します。

(誤) 戸谷 畑代 (安全な食べ物を作つて食べる会) → (正) 戸谷 委代

2. 通信no.186の掲載した「日本村落研究学会運用規則」に一部誤りがありましたので、改めて次頁に全文を掲載します。

3. 4月の理事会以降に入会を申し込まれた方の正式入会は、9月予定の理事会となりますので、新入会員の記載は次号となります。ただし、通信、ジャーナルはお送りします。

【日本村落研究学会賞運用規則】

第1条 日本村落研究学会賞運用規則は、村落研究に関して優れた研究業績を公刊した本学会員を表彰することについて定める。

第2条 日本村落研究学会賞の名称は、「日本村落研究学会研究奨励賞」(以下「研究奨励賞」という)とし、本学会に2年以上継続して在籍する40歳代程度までの会員で、実証性・独創性に満ちた研究業績を公刊し、今後の発展が期待される会員を選考の対象とする。

2. 研究奨励賞の授賞は原則として毎年3名程度までとする。

第3条 選考の対象とする研究業績は、著書、論文、調査研究報告書で、原則として会員の推薦を得たものとする。

第4条 第2条の選考対象者は「日本村落研究学会研究奨励賞選考委員会」(以下、「選考委員会」という)で候補者を選考し、理事会で決定する。

第5条 理事会に選考委員会を置く。選考委員会は改選後最初の理事会で選ばれた理事と理事以外の会員それぞれ若干名で構成する。

2. 選考委員の互選によって委員長を選出する。

3. 理事以外の選考委員は理事選考委員の合議で依頼する。

4. 委員の任期は2年とする。

第6条 表彰は賞状と副賞によるものとし、総会の場で行う。

第7条 本規則の改正は、理事会の議を経た後、総会で承認を得なければならない。

付則 1. 本規則に関する細則は別に定める。

2. 本規則は1996年10月26日より施行する

【日本村落研究学会賞運用細則】

第1条 本規則は運用規則の円滑な運営を図るために定める。

第2条 選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の3月末日に至る2年間に刊行されたものとする。

2. ただし、第1回の選考対象については1993年4月～1997年3月、第2回の選考対象については1995年4月～1998年3月に公刊された研究業績とする。

3. 選考対象の研究業績は原則として単著とする。ただし、共同研究の業績であっても共著書等の分担執筆は選考対象に含める。

第3条 運用規則第2条の在籍期間及び年齢は、原則として表彰年の3月末日で計算する。

第4条 候補者の推薦期日は表彰年の5月末日とする。

2. 推薦者は、別記様式の推薦状1通を提出するものとする。

3. 選考委員は研究奨励賞候補業績の推薦者になることはできない。

第5条 選考委員会は定められた期日までに選考結果を会長に報告しなければならない。

2. 選考結果の報告期日は、毎年会長が指示する。

3. 選考委員会は、必要に応じて会員の中から選考に関する助言を得ることができる。

第6条 副賞は金一封とする。

第7条 研究奨励賞に関する事務は、学会事務局が担当する。

第8条 本細則の改正は、理事会で審議決定する。

付則 1. 本細則は1996年10月26日より施行する。

2. 第1回の選考委員の任期は1年とする。

【日本村落研究学会研究奨励賞推薦の様式】

推薦者氏名	印	所属
研究奨励賞候補者氏名	所属	
研究奨励賞候補者年齢	生年月日	
学会在籍期間(入会年月)		
選考対象業績		

(欄のサイズは、自由です。)